

令和5年度 第2回精華町障害者基本計画策定委員会 議事概要

日時	令和5年10月3日(火) 午後1時30分から
場所	精華町役場 6階 審議会室
参加者	坂東委員、大上委員、林委員、吉村委員、地主委員、市橋委員、藤田委員、杉山委員、樽井委員、柘植委員、吉川委員、河股委員、長谷川委員、畔柳委員、細見委員、傍島委員 ※欠席委員：奥委員、岩井委員 健康福祉環境部長 岩前 事務局：森田・中川 コンサル業者：ジャパンインターナショナル総合研究所 谷内田、里田
議事	(1) 精華町第3次障害者基本計画及び精華町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の骨子案について

1. 開会

樽井会長よりあいさつ

2. 議事

(1) 精華町第3次障害者基本計画及び精華町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の骨子案について

<事務局より議事(1)について説明>

樽井会長

前回まで基本計画と福祉計画に分かれていたが、今回は1冊にまとめることになる。本日は第1章から第3章までを委員会で議論し、第3章の基本理念が固まった後、施策体系は本日の議論を踏まえて完成させ、各論は次回以降の議論になる。

今回の資料1には、基本計画の目標が一部書かれている。第5章は前回冊子が分かれていた福祉計画のほうだが、こちらは次回以降の議論になる。「第6章 計画の推進」は、基本計画と障害児福祉計画両方の計画の推進にかかる。

資料1の5ページ、「(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」は、障害基本計画ではなく福祉計画にかかる部分だが、冊子に目を通す際に福祉計画の部分なのか、基本計画の部分なのか、一読では区別がつけにくい。基本指針は第5章の内容に関する国が示した方針であることが分かるようにするなど、これまでは2冊に分かれていたため、その説明が要らなかったが、今回は工夫が必要と感じた。

本日は第3章まで議論し、第4章～第6章は次回になるのか。また、次回会議で、基本計画の部分はどうか教えてほしい。

事務局

次の第3回で、3本の計画の中身が固まっている状況で示したい。

市橋委員

13ページの「(4) 特別支援教育の概況」に、通級指導教室が平成29年度から基礎定数化が図られ、1校に13人以上いた場合は開設される方向になってきている。これを読むと、2教室しかないように思えるが、精北教室は今年度開設し、川西教室は単独、山田荘と東光が一緒になり東光教室になり、精華台小は単独で、現在は4教室に広がっている。

地主副会長

13ページで、特別支援学校と特別支援学級の児童数・生徒数が記載されているが、通級指導教室について書くのであれば、通級指導教室を利用している子どもの数を入れてほしい。手帳を持っている子どもと福祉サービスを使っている子どもの計180人にアンケートを出しているが、特別支援学校と特別支援学級の児童数・生徒数を合計しても130人くらいにしかならず、7割ほどしか載っていない。残る3割は手帳を持っているか、福祉サービスを使っている子どもは、通級指導教室か普通学級で学んでいることになる。その子どもたちの存在が数字として出すようにしたほうがいい。通級4教室のそれぞれについて、いずれかの時点の人数を入れてほしい。

樽井会長

32ページの「2 基本理念」に「誰も取り残されない すべての町民が自分らしく生活し輝けるまち精華町」と基本理念が少し変わっている。前は「障害があってもなくても誰もが自分らしく生活し輝けるまち精華町」だった。前段の「障害があってもなくても」が今回、「誰も取り残されない」となり、「誰もが」が「全ての町民」に変わっている。社会潮流とその後の変化を踏まえてのことと思うが、これに基づきすべての計画を立てていくことになるため、基本理念を変えた理由は必要と思う。

事務局

基本理念が変わった背景は、近年SDGsがよく言われるようになったためである。「誰も取り残されない」は、障害の有無以上に重要なポイントではないかと考え、表現を入れた。

樽井会長

まだ議論の余地があり、大幅に変える選択もあり得るかもしれない。

地主副会長

14～15ページの社会資源の概況は、町内の事業所数や圏域内で町外での数が書かれているが、京田辺市、生駒市など他の隣接地域を利用している人も相当数いると思う。社会資源の概況の数字を一見したときに、この数で町の資源が賄えているのかと見えてしまう。圏域外の数字を入れたほうが、この地域の実態が分かりやすかつかめるのではないか。

吉村委員

交通機関などを考える中で、大阪府や奈良県などのどのような施設を利用しているか、把握する方法はあると思う。全体の広がりも含めて把握し、町に住んでいる中でそうした支援が活用できていることを明らかにすることも大事だと思う。

事務局

町で福祉サービスを利用している人が圏域外の事業所をどれだけ使っているかという数字であれば、一定数は拾えると思う。行く場所がなくて、圏域外に行かざるを得ない人もいると思うが、指摘されたように「町外に行かざるを得ない」という表現ではなく、活動の幅を広げているという見方も含めて、書きぶりの工夫は必要と感じた。

樽井会長

発達障害など精神の手帳取得者が増えているとは、それだけ福祉に対するニーズが増えていることとも理解できる。福祉ニーズの増加と、資料1の5ページにある「○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、吉村委員から意見があれば伺いたい。

吉村委員

発達障害は、言葉としては社会的に認知され、申請も増えている。しかし、大人の発達障害については医療サイドの十分な診察・診断技法などが整っておらず、個別には分かりにくいところもあるという話は聞いている。発達障害も含め精神に障害のある人たちへの支援についてはニーズが高まり、それに対する対応は喫緊の課題と思っている。

一口に発達障害といっても多様性と個性がある。個性に即した相談・支援ができる体制整備は難しいと思うが、相談を受ける側、支援者側の資質や技量の向上が欠かせない課題であり、併せて取り組んでいかなければならない。コロナ禍で仕事を辞めたり、病気などの事情があった人たちが社会に戻っていく中で、取り残されてしまう孤立感を抱える人たちも増えている。そういうことも含め、地域包括ケアシステムを含めた支援が大きな課題である。同時に家庭の中に引きこもっていた統合失調症の人たちも認知されつつある中で、支援のあり方を計画で検討することが、大きな課題だと思っている。

林委員

障害者手帳を持っていたり、医師の診断書をもらっていても、福祉サービスを受けていない人もいると思う。もう少し細かな数字はどこにあるのか。障害を持った人たちが自立を図る上で個別に聞き把握した上で、個別的な支援計画が必要と思うが、計画では触れられていないのか。精神に障害を持った人がどういう生活をして何を思っているかを把握し、継続的なサービスを続けるにあたり、事細かな対応が重要と思っている。

樽井会長

計画の策定は、福祉サービスを中心に地域のニーズを把握した上で、手帳の状況やアンケート調査で確認していく。主にサービスニーズになると思うが、計画策定にあたり、どういう形で一人一人のニーズに向き合って把握して進めているのか、事務局に説明をお願いします。

事務局

それぞれの所得保障やサービスの必要性については、次回以降、第4章の各取り組みで所得保障やサービスなどを記載する。第5章の福祉計画の中でも、手帳所持者に対して福祉サービスの利用頻度などの統計が出てくる形を想定しており、中身を見ていただきながら意見を頂きたい。

吉川委員

手帳を持っていながら、何の福祉サービスも受けられない、また受け方を知らない人は多いのではないかと。そういう人に対して相談の場が欲しい。

時間を決めて訪ねるのが難しい人もいる。常駐の担当がいて、事業所の紹介や悩みの解決に向けた相談相手の紹介などの情報を教えてもらう場があれば。

基本理念にある「すべての町民が自分らしく生活し続けられるまち」を目指すとき、事業所やサービスも幅を広げ、町としてのバックアップを取ろうとしているのかどうかは分からない。

差別に関連して、まちづくり、福祉づくりについて語ることも大事だが、役場職員の意識改革も必要ではないかと思う。

事務局

次期計画で大事な点は事業所を増やすと同時に、質の向上が挙げられるが、精華町だけではできない難しい問題でもある。自立支援協議会や支援員、住民の声とともにサービスの質を上げていく手立てを取ることができればと思う。

合理的な配慮の一環で、障害のある人がより安心して支援を受け、生活できるようなサポートを考えていかなければならないと思っている。その内容をこの計画にも載せていければと思うので、引き続き意見を頂きたい。

地主副会長

地域の支援級や普通級に行っている子どもでも放課後等デイサービスの制度について知り、学校の中で身近に使っている子どもが何人もいる状況になってきている。

多様化がどのくらい進んだのか、いろいろ使えるものが出てきているのかということ、精華町一町で考えると、限界があると思う。京田辺や奈良、木津川市、生駒市まで含めると、多様性がかなり出てくる。

昔と比べ、児童に関しては、多様性は備わってきたと思っている。ただ、質の点は難しいところで、この10年くらいで急激に事業所の数が増えたものの、それほど急速に支援者が育つわけがない。行き先が必要という状況になると、支援の質を競い合うことにはならないし、数が増えた分だけ競争が激しくなるかということ、そうでもない。どのように支援者に研修を施していくか、考えていかないといけない。

細見委員

どこかでピアノ演奏を披露したい。また、スポーツができる場所が欲しい。足が悪いので行きづらく、自宅でルームランナー、ルームウォーカーなどを使っている。誰もが安心できる生活をしたい。将来の生活は考えていないが、今の家が一番安心できる。

事務局

社会参加に関する取り組みは、今後も変わらず重要である。散歩したり、買い物に行ってみたりする社会参加と、自分の趣味・文化活動に参加できるような活動は大切である。

移動の確保については、引き続き課題として取り組むべき内容として考えていきたい。

樽井会長

資料1の34ページにある「4 施策体系」は、計画骨子が確定次第ということで、細かい修正があるにしても、基本的にこれでいいかどうかを確認したほうがいいのか。

事務局

指摘された「4 施策体系」について、基本的には基本原則は変わっていないので、各目標にそれぞれ大きな3つずつの柱を設けている。この柱に関連した取り組みを紐づけて、具体的な施策として第4章に載っていく。かっこ書きをした9つについては、現計画の内容とほぼ一致させている。原則等が大幅には変わっていないため、基本的にはかっこ書きの表現を踏襲する中で、本日の意見を基に表現を変えたり、新たに付け加えたりする形で、次回に示すことができればと思う。

地主副会長

樽井会長にお聞きしたいが、昔と比べると福祉サービスを利用する層が広がり、精神、発達障害の人がいて、昔から言ってきたインクルーシブが今一層求められる。障害を持つ人たちのための作業所やグループホームなどの資源をつくろうと長い時代がんばってきたが、利用する人たちがこれだけ増えてくると、その人が生活している今の場所の中で、どれだけ適切な支援を周囲からもらいながら行っていくのかというステージが強調されるようになってこなければいけないと思っている。しかし、社会参加・就労促進と書かれてしまうと、資源を増やすという視点から変わらないのではないか。文言としてバージョンアップがどういう形でし得るのか。

樽井会長

非常に大事な問いかけだと思う。社会資源が20年前と比べてずいぶん増えた。知的、身体、精神障害のいずれもが増え、その間権利条約の批准や基本法の改正、総合支援法の施行、雇用促進法の対象者が広がり、法定雇用率が上がるなど、形は整ってきた。

しかし、地域社会の中で自然体の助け合いがあるかどうかというところどうなのか。ある程度、制度ができたために、例えば就労支援なら就労が進んでいると思いがちだが、一人一人が本当に必要とされて、やりがいを持って働いているかという中身の部分の議論をすると、それほど大きく進歩しているのだろうかという疑問も持ってしまう。

とはいえ、ここにおられる教育や福祉就労のそれぞれの方々には、大変な努力をされている。形を整える制度発展の一方で、支援する側とされる側の区別を越えて支え合うことを目指すための理念をしっかりと反映させないといけない。言葉もそうだが、意味の理解を深めることが非常に大事である。

坂東委員

これからどうなるか分からないものに対して、大きな不安感を持っていることがアンケート結果から分かる。障害がある、ないということそのものが、障害のある人とない人を分断している気がしており、そういう言葉はなるべく用いないほうがいい。基本理念に書かかれてあるような形に変えればよいと思っている。

4つの考え方の中に「精華町らしい障害のある人の社会参加の促進」とあり、エンパワーメントでも「障害のある人の活動」と明記されているので、理念だけ障害を取り払った内容なので、どういう整理をすればいいのか考えてもらえないか。

樽井会長

資料1の31ページの〈4つの考え方〉の1つ目、「完全参加と平等：精華町らしい障害のある人の社会参加の促進」、2つ目の「エンパワーメント：障害のある人の活動の活性化」とあるが、社会モデルの考え方の原点というか、私たちの社会が困っている人を生じさせているとの社会全体を見る視点の意識が大事で、一番深いところの指摘を頂いた。これについては大幅に手を加えるのではなく、今後込められた思いを確認しながら、進めることは大事だと思う。

3. そのほか

特になし

4. 閉会

事務局

次回委員会の日程について

第3回策定委員会

日時 令和5年11月22日水曜日午後2時から

場所 精華町役場審議会室

事項 計画素案について